

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>どういう権利行使価格を設定するかで規制をかけることは無意味である。商品開発の柔軟性を阻害しないでほしい。権利行使価格を絶対値でしか指定できないという規制をされると、投資家にとって足かせになりやすい。金融商品としての性質を歪めるような無理のある規制は避けるべきである。</p>	<p>本改正は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、適切な枠組みの構築等を図るものであり、顧客が適切に投資判断を行えるようにするなどの趣旨が確保されていれば、御意見にあるように、必ずしも権利行使価格を絶対値で事前に確定させることを求めるものではありません。その趣旨を明確化するため、内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 イの規定及び監督指針Ⅳ-3-3-4 (1) ①ロ a の記載については、「権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法）」と修正いたします。</p>
2	<p>バイナリーオプション取引が賭博に類似するおそれがあるとのことだが、賭博の有害性は、少額の出費により多額の利益を得ることができるかもしれないという射幸心をあおる点にあると思う。したがって、監督指針改正案Ⅳ-3-3-4 (1) ①ロ b に規定されている「過度の投機的取引を助長するような、取引期間の開始時点の原資産の価格から著しく乖離した価格に権利行使価格を設定していないか。」という項目は、高ペイアウト倍率の権利行使価格設定を規制することの重要性に鑑み、これを内閣府令において直接明示的に規定するべきだと思う。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>
3	<p>権利行使判断に使われる価格は業者が個々に判断しているが、その価格がEBSやロイター、ブルームバーグ等のその時点での気配値にインサイドであることを個々の業者が証明し、開示するぐらいの義務はあつてしかるべきではないかと考える。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>
4	<p>現在提供されているいわゆるハイローバイナリーは、欧州においてはフィナンシャルベッティングとして定義されているケースがみられるが、日本において、通貨オプションとフィナンシャルベッティングとの境界線をどう定義するのか。</p>	<p>本改正の対象となる店頭バイナリーオプション取引については、金融商品取引法上の店頭デリバティブ取引であつて、「取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるもの」とする旨の定義規定（「特定店頭オプション取引」、内閣府令第 123 条第 6 項）を設けております。</p>
5	<p>今回規制対象となるオプションが、ハイローバイナリーに限らず、いわゆる一般的なバイナリーオプション全部を指すということであれば、その範囲について整合性のとれた規</p>	

	制にしないと後々不都合が生じかねない。バイナリーだけ抜き出すと、バニラやその他のエキゾチックとの分類をどう定義するのか。	
6	バイナリーオプション取引において、完売を厳しく規制してほしい。取引の公正性を確保してほしい。	個人向けの特定店頭オプション取引について、取引停止（いわゆる「売切れ」）は、顧客へのサービスの中断、流動性の供給の停止となることを踏まえ、顧客への影響を考慮し、監督指針Ⅳ－３－３－４（１）④口を設けております。
7	バイナリーオプションの完売は、取引の公正性を損なう行為となる。厳しく規制し、禁止すべきである。	
8	完売は完全に詐欺となる。業者に有利であれば取引できて、不利であれば取引できない。取引の公正性は完全に崩壊している。	
9	とにかく施行日を1日でも早く前倒ししてほしい。今も提供され続けているものについてすぐにでも停止してもらいたいが、完全施行を待つばかりである。	本改正の施行日については、関係者における準備期間及び利用者に対する周知期間も勘案して、平成25年8月1日とし、既存業者に係る一部の規定については4か月の経過措置を設けることとしております。
10	早ければ7月1日から遅くとも8月1日には完全施行してほしい。そして現状の仕様で提供しているのを早く停止させてほしい。 これ以上この賭博商品を野放しにできないし、被害者（特に未成年）がこれ以上増えるのを黙って見過ごすことはできない。とても金融商品、投資商品とは呼べない。	
11	小さな庶民の夢としてある程度の投資は残しておくべきである。FX取引にどんどん近づけるのは明らかな間違いである。庶民が小銭で遊べる方向に向かうべきである。より難しくより稼ぎにくく、より資金が要るようにしてどうするのか。考え直してほしい。	本改正は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、適切な枠組みの構築を図りつつ、監督上の着眼点等を示すものです。 取引期間等に係る具体的な内容は、金融商品取引業協会の自主規制規則で定められる予定です。
12	どうしてお金のない人達のトレードチャンスを失くすのか。最終的には、お金のある人は何でもできて、お金のない人にはチャンスがないように思える。もう少し、柔軟な考えでも良いのではないか。 この規制で、総取りしている業者を締め出すことは良いことだと思うが。	
13	個人投資家は自己責任で取引をしている。それなのにFX取引同様に規制をかけるのはおかしいと思う。現状のFX業者の明確なルールとリスク説明の上での自己責任取引で問	

	題ないと思う。現行維持を強く希望する。	
14	今回の改正案については、憤りを感じている。「短い期間のバイナリーオプションが制限される」というのは顧客取引の自由に反するものだと思う。断固として受け入れがたい。	
15	バイナリーオプションの規制は厳しすぎると思う。エントリーの最短時間は10分から良いと思う。ハイローも維持すべきだと思う。賭博性が強いのなら宝くじも中止すべきで不公平だと思う。厳しい規制は逆に経済の活性化の妨げになると思う。	
16	「期間」が短いと射幸心をあおるからいけないという短絡的な発想に合理性があるか。取引期間を2時間にしたところで、10分オプションがしたければ、毎回10分前にポジションを建てればいい。	
17	「回数制限」は無意味で、一日に何回取引できるかという点を射幸心の点から議論するのはナンセンスである。	
18	取引で価格操作がされている感が否めない。業者が価格を決定できるのは分かるが、投資家が正当に取引できる環境が必要であると思う。	価格操作等の不公正な取引を行う業者については、今後とも、金融庁として厳正に対処してまいります。